

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年5月22日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 オリオンビル

所在地 柏崎市駅前2丁目3-7

設置者 株式会社丸大 他1者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の建物設置者の代表者及び小売業者の代表者の変更）に関する届出

公告日 平成30年1月12日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年5月22日から平成30年6月22日まで